

## 第98回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日時 令和元年5月20日(月) 午前9時30分～午前10時45分

2 場所 全日埼玉会館 6階会議室

3 出席者 委員名(敬称略)

今井眞弓、伊藤匡美、大久保和政、  
国松直、高田和幸

※事務局 産業労働部副部長 新里 英男

商業・サービス産業支援課課長 碓井 誠一

商業・サービス産業支援課商業担当職員4名

### 4 審議内容

県意見についての審議

#### (1) 新設

- 新設(5条1項) (仮称)PGA TOUR SUPERSTORE入間店
- 新設(5条1項) (仮称)でんきち飯能店

#### (2) 変更

- 変更(6条2項) 越谷花田サンシティショッピングモール
- 変更(6条2項) イオンレイクタウン
- 変更(6条2項) ライフ新座店
- 変更(6条2項) 東松山ショッピングスクエアシルピア
- 変更(6条2項) MEGAドン・キホーテ三郷店
- 変更(6条2項) MEGAドン・キホーテ蓮田店
- 変更(6条2項) ジェーンソン草加店

5 傍聴人 1名

6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。

(1) 交通について 5月8日(水) 高田和幸委員

(2) 騒音について 5月10日(金) 国松直委員

## 会議要旨（概要）

### 1 開会

### 2 議事

県意見についての審議

#### （1）新設

●新設（5条1項）                      （仮称）PGA TOUR SUPERSTORE入間店

（事務局説明）

【委員】 交通に関しては、ゴルフショップ店ということもあり、車での来店はそれほど多くない考える。

入口・出口の配置に関して、道路の進行方向に対し、入口が先、出口が後の形態が多いが、この店舗では逆になっている。しかし、現状がこの配置で使用に供されており、変更した方が逆に既存店利用者が混乱すると設置者は考えており、警察からの指導を受けたが、現状のまま使用したいという強い意向があると聞いている。

そのため、安全対策として、出口の誘導を明確に表示すること、車と歩行者、自転車の錯綜に十分配慮すること、開店後に様子を見て出入口の配置を修正するという附帯意見をつけたらどうかと考える。

【委員】 騒音に関しては、等価騒音レベルは全地点で環境基準を満たしている。

また、夜間の最大騒音については、一部の音源が直近住居外壁でも規制基準値を上回っているが、環境騒音との比較では下回っており、周辺環境に及ぼす影響は軽微であると考ええる。

【議長】 テナントAはどのような店舗が入るか分かるか

【事務局】 現時点で未定である。

【議長】 この案件について、意見・質問はあるか。

- 【委員】 来店・退店経路は事前に警察等に相談しこのようになっていると  
のことである。退店通路については、県道川越入間線方向に向かう  
ためには遠回りの経路になっている。それが安全であるとの考えと  
思うが、他に取りようがなかったのか。
- 【委員】 大きな道を通るルートを経路とすることは理解できるが、実際は  
住宅街の中を突っ切るように通ることも考えられる。
- 【議長】 この点について、設置者はどのように対応するのか。
- 【事務局】 対策としては、交通誘導員による誘導、ホームページで経路を周  
知徹底することとしている。
- 【委員】 狭山小学校の通学路はどのようになっているのか。
- 【事務局】 設置者は計画地周辺のみ確認しており、小学校に至る経路は確認  
していないとのことである。
- 【委員】 来退店の経路のうち狭山小学校の通学路を横切るようなケースも  
出てくるのではないか
- 【議長】 小学校からの経路は再度確認し、通学路に支障がないかを確認す  
ることによいか。
- 【委員】 通学路に関わる経路は注意喚起を要すると考える。
- 【委員】 委員の指摘があったように、来店経路・退店経路を設定してある  
ので、これを守らせるような周知をしっかりとするのが、  
一番の安全対策だと考える。
- 【議長】 先ほど、委員から出入口について話があったが、店舗内の交通に  
ついて何かあるか。
- 【委員】 店舗内か外かというものではないが、交通安全については開店後、  
少し様子を見て、錯綜や危険性がありそうだったら、方策を考えて  
もらいたい。

【議 長】 駐車場内においても、車両同士や歩行者・自転車との錯綜がないようにしてもらいたいということか。

【委 員】 そうである。

【委 員】 出入口については、既存店舗の改装なので、元々のものを利用することは理解できる。  
ただし、どのような店舗がテナントAに入るかで、危険度が高くなる場合もあるのではないか。

【議 長】 ほかに、意見はないか。

【委 員】 なし。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととするが、以下の附帯意見を文書で述べることとする。

- ・ 周辺の交通量が多いことから、来客車両の入出庫にあたり、十分な安全対策を徹底すること。併せて、駐車場内の車両同士、車両と自転車、歩行者との錯綜がないよう、事故防止に努めること。
- ・ 開店後、出入口の利用状況を注視し、状況によっては、警察と協議することなども含めて追加で安全対策を実施すること。
- ・ 入退店ルートを周知徹底すること。

とすることによいか

(全員了承)

●新設（5条1項）

（仮称）でんきち飯能店

【委員】 交通に関しては、周辺交通流への影響は、入退店経路が守られている限りは、それほど大きくないと考える。

気になったのは、交差点Aと交差点Bの間に、大きい交差点がある。この交差点をなぜ、調査・評価をしなかったのかという点である。これを確認したところ、まずは警察との協議でこのルートを設定したが、このルートには退店者しかいないので評価対象交差点にしなかった、とのことである。そのため、この経路がしっかり守られるようにという周知はしてもらう必要がある。

【委員】 騒音に関しては、等価騒音レベルについては、すべての地点で環境基準を満たしている。

夜間の最大騒音予測については、一部が規制値を上回っている。「隣地敷地境界」「直近住居外壁」で予測すると、規制値以下になる。定常騒音合成値も、規制値以下である。よって周辺環境への影響は軽微と考える。

【議長】 ほかに何か意見はあるか。

【委員】 経路の関係であるが、交差点Bに入店経路を示す大きな看板をつけるといいのではないか。

【議長】 入退店経路を周知徹底していくことが重要だということによいか。先ほど意見があったが、出口で右折ができてしまうということも問題だと考えるがどうか。

【委員】 出口の左折退店を周知徹底するような視認しやすい大きな看板があるとよい。

【議長】 県意見として付すべき意見などはあるか。

【委員】 コンビニエンスストアが入るということで、近隣の歩行者も自転車も来ると思うので、先ほどと同様の附帯意見は、ぜひ付したい。

また、深夜の駐車場の利用形態で22時以降、南側は使用しないとしているが、22時以降開店しているのはコンビニエンスストアだけなので、その需要を満たす最低限の利用に制限した方が、防犯

上よいと考える。

【議 長】 ほかに意見はあるか。

【委 員】 騒音の観点からは、22時以降の利用規制を実施した上で、騒音予測をしているので、利用規制はしっかりしていただきたい。

【議 長】 県意見として付すべき事項として、入退店経路を看板設置等により周知徹底すること、は附帯意見ということによいか。

【委 員】 「看板設置」と付するのは、なかなか難しいと思う。経路の周知徹底が妥当ではないか。

【議 長】 附帯意見と口頭意見のどちらがよいか。

【事務局】 警察との協議の結果、このようなルートになっているのが実態である。入退店経路の徹底ということであると、口頭意見としてしていることが多い。

【委 員】 経路はこのようになっているが、右折して出ようとする客もいるかもしれないので、そこをどうすべきかだと思う。

【議 長】 右折禁止看板については設置を検討するというものではなかったか。

【事務局】 届出書には案内看板を、設置するなど、周知に努めるとなっている。

出口のところに左折のサインは書いてある。さらに強化して書くのも一つの方法と考える。

ただ、そうしても右折退店を止められないケースもあるので、悩ましいところである。

【議 長】 他に意見はあるか。

【委 員】 なし。

- 【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととし、
- ・大きく迂回する来退店経路となっているため、来店客への経路の周知を徹底されたい。
  - ・防犯上の観点から、深夜の駐車場利用について留意されたい。
- 上記を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

(2) 変更

- 変更 (6条2項) 越谷花田サンシティショッピングモール
- 変更 (6条2項) イオンレイクタウン
- 変更 (6条2項) ライフ新座店
- 変更 (6条2項) 東松山ショッピングスクエアシルピア
- 変更 (6条2項) MEGAドン・キホーテ三郷店
- 変更 (6条2項) MEGAドン・キホーテ蓮田店
- 変更 (6条2項) ジェーン草加店

(事務局説明)

【委員】 越谷花田サンシティショッピングモールについて、騒音予測はすべて基準を満たしているが、環境基準と予測結果の値が同じ数値になっている地点がある。苦情等があった場合の対応についてはどのようにするのか。

【事務局】 万一周辺住民の方より騒音に関する意見があった場合は、誠意を持って対応すると届出書に記載がある。

【委員】 イオンレイクタウンについて、騒音予測に関して遠い地点であるAA-3の方が、近い地点aa-3よりも予測値が高くなっているのはなぜか。

【事務局】 回折減衰が効かないため、図面では判別しにくい障壁とガードレールの設置位置の関係で、自動車走行音が遠い地点AA-3の方へ一部障壁を通らず直接伝搬することにより、予測値が高くなっている。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととする。

(全員了承)

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年5月20日

議 長 今井真弓

議事録署名委員 大久保和政

議事録署名委員 国松直